

債務負担行為見積書

局名 **スポーツ局**

所属名 **スポーツ課 (直通045-285-0795)**

(単位 千円)

事項	山岳スポーツセンター指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	46,695	平成26年度～平成28年度	18,678	平成29年度～平成31年度	28,017	-	-	4,941	23,076

査定額	46,695	平成26年度～平成28年度	18,678	平成29年度～平成31年度	28,017	-	-	4,929	23,088
-----	--------	---------------	--------	---------------	--------	---	---	-------	--------

事業概要等

1. 事業の概要

県立スポーツ施設である山岳スポーツセンターについては、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しているが、指定期間の満了に伴い、平成27年4月から平成32年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

2. 債務負担行為設定理由

指定期間が5年間であるため、債務負担行為を設定する。

3. 限度額の積算内訳

年度	指定管理料	財源内訳	
	山岳スポーツセンター	特定財源	一般財源
H26	0	0	0
H27	9,339	30	9,309
H28	9,339	30	9,309
H29	9,339	1,643	7,696
H30	9,339	1,643	7,696
H31	9,339	1,643	7,696
計	46,695	4,989	41,706

【調整の内容】

財源のみを調整。